

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課業務に関する事務 重点項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、個人住民税賦課業務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年8月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課業務
②事務の内容	松阪市では、地方税法及び松阪市税条例に基づき、毎年1月1日現在において市内に住所を有する個人に対し、個人市県民税を課税。 確定申告書、市県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料に基づき、税務総合システム等を活用して課税を行う。 ○市県民税申告書の送付と受付 ○給与支払報告書、年金支払報告書及び給与所得者異動届出等の受付 ○納税通知書(普通徴収・特別徴収)の発送 ○所得未把握者調査
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	○課税状況、事業所等の照会機能 ○賦課資料入力、異動届出書等の異動更正機能 ○普徴帳票、特徴帳票等の発行機能 ○確定申告番号管理機能 ○事業所管理機能 ○年金特徴対象者管理機能 ○コンビニ交付システムとの連携機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (証明書コンビニ交付システム) [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税務LANシステム(国税連携支援システム)
②システムの機能	①eLTAXクライアントから媒体により取得した確定申告書データ(国税連携データ)を取込み、税務システム用にデータ変換を行う。(eLTAXクライアントと税務システムは接続しておらず、データの連携は媒体により行う。) ②資料番号を採番する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム3	
①システムの名称	eLTAX
②システムの機能	・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない ）
システム4	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1.宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 2.宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する機能 3.中間サーバー連携機能: 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能 4.既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）
システム5	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	宛名管理システムは、住民基本台帳登録者、転出死亡等により住民基本台帳登録者でなくなったもの、住登外者、法人について、氏名(名称)、住所、生年月日、続柄、送付先住所、を管理するシステムであり、機能は以下のとおり。 ①宛名情報を検索し表示する機能 ②個人(法人)の宛名番号が未登録の個人(法人)宛名番号について、新規に個人(法人)宛名番号を付番する機能 ③宛名情報を保存し管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 ： 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 ： 中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供記録等を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 ： 中間サーバーと情報提供ネットワーク（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 ： セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 ： 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 ： バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム7	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1 既存システム連携機能 個人住民税システムから証明書情報を連携する機能 2 コンビニ交付機能 証明書交付センターからの要求に応答して証明書自動交付を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム8	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （マイナポータル申請管理）
システム9	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	デジタル庁事務連絡「令和6年11月14日【事務連絡】マイナポータルの利用に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」および「令和6年11月14日【別添】サービス検索・電子申請機能の利用に伴う特定個人情報保護評価書の見直しについて」(以下「デジ庁事務連絡別添」という。)を確認のうえで、次のように記載します。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （申請管理システム）
システム10	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	・ 業務別データベースへの申請データの格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 ・ 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 ・ 個人住民税システムとの申請データ連携 個人住民税システムに申請データを連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （個人住民税システム、マイナポータル申請管理、その他連携するシステム）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税賦課情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表の24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務 を定める命令（別表省令） （平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号法第19条第8号に基づく主務省令）第2条の表における情報提供者が「市町村長」のうち、利用特定個人情報に「地方税関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会者が「市町村長」のうち、特定個人番号利用事務に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項（48の項）	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	松阪市総務部市民税課	
②所属長の役職名	市民税課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者
その必要性	市税の公平・公正な賦課を実施するため、及び個人住民税賦課業務の効率化を実現するため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	【識別情報】 ・課税対象者を特定するため 【5情報及び連絡先】 ・対象者の賦課要件・世帯情報の確認のため ・納税通知書等の送付先、本人への連絡先等の把握のため 【業務関係情報】 ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うため ・地方税関係情報 算出した個人住民税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため ・生活保護関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、減免等の参考とするため ・年金関係情報 対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人市民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うため
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	松阪市総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、収納課、保険年金課 他) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、各年金保険者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (eLTAX)
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、迅速かつ正確な個人住民税の賦課及び賦課情報の管理業務を行うため
④使用の主体	使用部署	総務部市民税課
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		松阪市では、地方税法及び松阪市税条例に基づき、毎年1月1日現在において市内に住所を有する個人に対し、個人市県民税を課税 確定申告書、市県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料に基づき、税務総合システム等を活用して課税を行う。 ○市県民税申告書の送付と受付 ○給与支払報告書、年金支払報告書及び給与所得者異動届出等の受付 ○納税通知書(普通徴収・特別徴収)の発送 ○所得未把握者調査
	情報の突合	必要に応じて、個人住民税事務にて保有する情報と、住民記録システム、生活保護等との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		外部発送帳票のプリンティング事業
①委託内容		外部発送帳票のプリンティング
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松阪市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾願の提出を求め、再委託先及び再委託業務内容について明らかにしたうえで許可している。
	⑥再委託事項	封入封緘業務
委託事項2～5		
委託事項2		申告情報のパンチ入力事業
①委託内容		申告情報のパンチ入力
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	松阪市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾願の提出を求め、再委託先及び再委託業務内容について明らかにしたうえで許可している。
	⑥再委託事項	給与支払報告書等のパンチ入力業務
委託事項3		住民情報システム保守業務委託
①委託内容		個人住民税システム保守業務委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		証明書コンビニ交付システム保守	
①委託内容		証明書コンビニ交付システムの安定した運用のため専門知識を持った業者に保守を委託	
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		申請管理システム運用保守業務委託	
①委託内容		個人住民税システム保守業務委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (72) 件 ☐ 移転を行っている (21) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表(別紙2参照)
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表に定める事務(別紙2参照)
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

1. 本市における措置

(1) 本市庁舎における措置

- ① 電子ファイルは松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバに保管されている。また、シンクライアント方式であるため、本庁舎内の物理端末にデータは保存されていない。
- ② サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要である。
- ③ 届出書類については鍵付きの書庫に保管している。

(2) ガバメントクラウドにおける措置

- ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

ア) ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

イ) 日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

- (2) 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

3. マイナポータル申請管理における措置

- ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

【消去】

1. 本市における措置

(1) 本市庁舎における措置

- ① 特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。
- ② 届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。

(2) ガバメントクラウドにおける措置

- ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

- ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

- ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。

2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。

- (2) クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。

- (3) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

3. マイナポータル申請管理における措置

- ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。

- ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■構成

- ①識別情報
- ②連絡先情報
- ③業務関連情報
 - ③－①国税関係情報
 - ③－②地方税関係情報
 - ③－③医療保険関係情報
 - ③－④障害者福祉関係情報
 - ③－⑤生活保護・社会福祉関係情報
 - ③－⑥雇用・労働関係情報
 - ③－⑦年金関係情報

①識別情報

- 1.個人番号
- 2.宛名番号

②連絡先情報

- 1.氏名
- 2.氏名の振り仮名
- 3.性別
- 4.生年月日
- 5.住所
- 6.電話番号
- 7.世帯番号
- 8.続柄
- 9.世帯主氏名
- 10.送付先情報
- 11.振替口座情報

③－①国税関係情報

- 1.相当年度
- 2.収入金額
- 3.控除金額
- 4.所得金額
- 5.所得税額
- 6.配偶者情報
- 7.扶養情報

③－②地方税関係情報

- 1.相当年度
- 2.収入金額
- 3.控除金額
- 4.所得金額
- 5.住民税額(市町村民税、都道府県民税)
- 6.配偶者情報
- 7.扶養情報

③－③医療保険関係情報

- 1.生命保険料情報

③－④障害者福祉関係情報

- 1.障害者情報(程度・等級)

③－⑤生活保護・社会福祉関係情報

- 1.生活保護情報

③－⑥雇用・労働関係情報

- 1.勤務先情報

③－⑦年金関係情報

- 1.年金収入金額
- 2.年金保険者情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	届出者の窓口での本人確認を徹底することで、届出者以外の情報の入手は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
リスク: 必要な情報以外を入手されるリスク リスクに対する措置の内容: 個人住民税システムの操作者の操作情報を記録しており、目的外の入手が行われていないか監査証跡できる。 マイナポータル申請管理における措置 マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 個人住民税申告ポータルにおける措置 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムへアクセスできるユーザーの制限 ・システムの操作履歴の記録 ・情報セキュリティ研修等を通じて、目的外利用の禁止を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	使用可能ユーザーのみの登録、静脈認証
その他の措置の内容	静脈認証後は、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行いない対策を行っている。 ネットワークを論理分割し、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約の際に、個人情報取扱い特記事項を定め契約の要件としている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾書を別途取り交わし、再委託先においても当該委託業務にかかる委託契約書の「個人情報の取り扱い」および「機密の保持」について同等の義務を負わせると明記している。	
その他の措置の内容	委託者であっても、松阪市において個人住民税システムを操作する場合は、操作者の操作した内容を記録し不正な利用が行われていないか監査証跡できる。	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）					
[○] 提供・移転しない					
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜松阪市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1.情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2.中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		・個人住民税システムの端末は、シンクライアントであり、仮に盗難にあった場合も特定個人情報へのアクセスは出来ない仕組みを構築している。 ・端末の画面について、一定時間においてスクリーンセーバーの起動設定を施している。 ・各端末においてUSBポートの使用禁止設定がされており、データを外部媒体に移転する必要がある場合にのみ使用を許可している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【保管場所】

- ・電子データの特定個人情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。
- ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ① ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。
- ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととなっている。

＜中間サーバープラットフォームにおける措置＞

- ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 - ・日本国内でデータを保管している。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

【消去】

- ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。
- ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ② クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。
- ③ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないようにクラウド事業者において、NIST800-88等の公的ガイドに準拠したプロセスに従って確実にデータ消去する。

＜マイナポータル申請管理における措置＞

- ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。
- ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	1.ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2.中間サーバー・プラットフォームにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公関係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付け
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松阪市総務部市民税課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4027 FAX 0598-26-9114 E-mail shizei@city.matsusaka.mie.jp
②対応方法	問い合わせ受付票を用意し、対応記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	IV2. 特定個人情報に関する問合せ	松阪市税務部税務課	松阪市税務部市民税課	事後	事前通知事項に該当しない 担当課名称の修正
平成28年10月28日	I 5. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117の項) ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第28条、第34条、第35条、第36条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 119の項) ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事前	
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4		証明書コンビニ交付システム保守		
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ①委託内容		証明書コンビニ交付システムの安定した運用のため 専門知識を持った業者に保守を委託		
平成29年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ②委託先における取扱数		10人未満		

平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4		証明書コンビニ交付システム保守		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ①委託内容		証明書コンビニ交付システムの安定した運用のため 専門知識を持った業者に保守を委託		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ②委託先における取扱数		10人未満		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター		
平成29年9月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない		

平成29年9月29日	Ⅱ 4 委託事項2	再委託の有無 再委託しない	④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 松阪市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は委託契約時において再委託承諾願の提出を求め、再委託先及び再委託業務内容について明らかにしたうえで許可している。 ⑥再委託事項 給与支払報告書等のパンチ入力業務	事前	
平成29年9月29日	Ⅱ 4 委託事項4	－	①委託内容： 証明書コンビニ交付システム保守 ②委託先における取扱数： 10人未満 ③委託先名： 松阪電子計算センター ④再委託の有無： 再委託しない	事前	
平成29年9月29日	Ⅳ2. 特定個人情報に関する問合せ	松阪市税務部市民税課	松阪市総務部市民税課	事後	事前通知事項に該当しない
平成29年9月29日	Ⅰ 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長名	②所属長名 中井 昇	②所属長名 北川 高広	事後	事前通知事項に該当しない
平成31年4月1日	Ⅰ 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 北川 高広	市民税課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	松阪市税務部市民税課	松阪市総務部市民税課	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	税務部市民税課	総務部市民税課	事後	

平成31年4月1日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 提供を行っている件数	56	57	事後	
平成31年4月1日	Ⅲ 3. 特定個人情報の使用その他の措置の内容	不正利用が行いない	不正利用が行えない	事後	
平成31年4月1日	Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	明記している	明記している	事後	
平成31年4月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	2015/7/8	2019/4/1	事後	
令和4年2月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	重要な変更にあたらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	事後	重要な変更にあたらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	番号法第19条第7号別表第1に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	重要な変更にあたらない法令改正に伴う変更

令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第1(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1(別紙2参照)	事後	重要な変更にあたらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法第19条第7号別表第1に定める事務(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表第1に定める事務(別紙2参照)	事後	重要な変更にあたらない法令改正に伴う変更
令和4年2月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の・保管・消去 保管場所	【保管】 ・情報企画課が管理しているサーバー室(入退室管理あり)内に設置されたサーバー内に保管されている。 ・サーバーへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能 ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊または、データ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室(入退室管理あり)内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	事後	重要な変更にあたらない既存システムの委託先の変更
令和4年2月10日	V 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日	2019/4/1	2022/2/10	事後	

令和6年12月2日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5 号) ・別表第一省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の24 の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定 める事務を定める命令(別表省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5 号) ・別表省令第16条	事前	
-----------	--------------------------------	---	---	----	--

令和6年12月2日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 119の項) ・別表第二省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(27の項) ・別表第二省令第20条	(情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(番号法第19条第8号に基づく主務省令)第2条の表における情報提供者が「市町村長」のうち、利用特定個人情報に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会者が「市町村長」のうち、特定個人番号利用事務に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)	事前	
令和6年12月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	
令和6年12月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)	事前	

令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 に定める事務	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供・移転の有無 提供:56	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを 除く。) 提供・移転の有無 提供:72	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法第19条第8号別表第1に定める情報照会 者(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表に定める情報照会者 (別紙2参照)	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第1(別紙2参照)	番号法第19条第8号別表(別紙2参照)	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第1に定める事務(別 紙2参照)	番号法第19条第8号別表に定める事務(別紙2 参照)	事前	

令和6年12月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	【保管】 ・松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室（入退室管理あり）内に設置されたサーバ内に保管されている。 ・サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要 ・届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。 ・廃棄する文書については、シュレッダーで裁断し廃棄を行っている。	【保管】 1. 本市における措置 (1) 本市庁舎における措置 ① 電子ファイルは松阪市が契約するデータセンター内のサーバ室（入退室管理あり）内に設置されたサーバに保管されている。また、シンクライアント方式であるため、本庁舎内の物理端末にデータは保存されていない。 ② サーバへのアクセスは管理者に認められたユーザーのみ可能であり、IDと静脈認証が必要である ③ 届出書類については鍵付きの書庫に保管している。 (2) ガバメントクラウドにおける措置 ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ア) ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 イ) 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【消去】 1. 本市における措置 (1) 本市庁舎における措置 ① 特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ② 届出書類の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。 廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 (2) ガバメントクラウドにおける措置 ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	
------------------	---	--	--	-----------	--

令和6年12月2日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	<松阪市における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1.情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2.中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	<松阪市における措置> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1.情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2.中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	
------------------	---	---	---	-----------	--

令和6年12月2日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【保管場所】 ・電子データの特定期間情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 ＜中間サーバープラットフォームにおける措置＞ 1.中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2.特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存されバックアップもデータベース上に保存される。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1.特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2.ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【保管場所】 ・電子データの特定期間情報については、入退室管理が行われているサーバー室へ設置したサーバー内に保管する。 ・申告書等の紙の資料については鍵付きの書庫に保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ① ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととなっている。 ＜中間サーバープラットフォームにおける措置＞ 1.中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2.特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存されバックアップもデータベース上に保存される。 【消去】 ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。 ・申告書等の紙の資料の廃棄については、文書管理規定上の年数経過後廃棄処理の判断を行い、廃棄文書について記録をしている。廃棄する文書についてはシュレッダーで裁断し廃棄を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1.特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2.ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないようにクラウド事業者において、NIST800-88等の公的ガイドに準拠したプロセスに従って確実にデータ消去する。	事前	
-----------	---	---	--	----	--

令和6年12月2日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	1.各課ごとに情報管理担当者を定め、毎年1回情報セキュリティ研修を行っている。 2.新規採用職員に対して、情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。 3.毎年1回個人情報保護研修を、全職員を対象に集合研修を行っている。 4.情報セキュリティ関連のe-ラーニングを希望者に対して行っている。	1.ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2.中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	
令和6年12月2日	V 評価実施手続き1. 基礎項目評価①実施日	2022/2/10	2024/12/1	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	税務部市民税課、嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局	総務部市民税課	事後	
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	—	個人住民税申告ポータル	事前	
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	—	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能	事前	

令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	-	マイナポータル申請管理	事前	
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム9 ①システムの名称	-	マイナポータル申請管理	事前	
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム9 ②システムの機能	-	デジタル庁事務連絡「令和6年11月14日【事務連絡】マイナポータルの利用に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」および「令和6年11月14日【別添】サービス検索・電子申請機能の利用に伴う特定個人情報保護評価書の見直しについて」(以下「デジ庁事務連絡別添」という。)を確認のうえで、次のように記載します。 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	-	申請管理システム	事前	
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム10 ①システムの名称	-	申請管理システム	事前	
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム10 ②システムの機能	-	・ 業務別データベースへの申請データの格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 ・ 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 ・ 個人住民税システムとの申請データ連携 個人住民税システムに申請データを連携する機能	事前	
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において 使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	-	個人住民税システム、マイナポータル申請管理、その他連携するシステム	事前	

令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	4情報	5情報	事前	
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項5	－	申請管理システム運用保守業務委託	事前	
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項5 ①委託内容	－	個人住民税システム保守業務委託	事前	
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	－	10人以上50人未満	事前	
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項5 ③委託先名	－	株式会社 松阪電子計算センター	事前	
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項5 ④再委託の有無	－	再委託しない	事前	

令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	～～（一部省略）～～ 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ～～（一部省略）～～ 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	～～（一部省略）～～ 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (2) 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 3. マイナポータル申請管理における措置 ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ～～（一部省略）～～ 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 (3) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 3. マイナポータル申請管理における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	
----------	--	--	---	----	--

令和7年8月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	②連絡先情報 1.氏名 2.性別 3.生年月日 4.住所 5.電話番号 6.世帯番号 7.続柄 8.世帯主氏名 9.送付先情報 10.振替口座情報	②連絡先情報 1.氏名 2.氏名の振り仮名 3.性別 4.生年月日 5.住所 6.電話番号 7.世帯番号 8.続柄 9.世帯主氏名 10.送付先情報 11.振替口座情報	事前	
令和7年8月1日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の 入手 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステム を通じた入手を除く。)における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	リスク:必要な情報以外を入手されるリスク リスクに対する措置の内容:個人住民税システム の操作者の操作情報を記録しており、目的外の入 手が行われていないか監査証跡できる。	リスク:必要な情報以外を入手されるリスク リスクに対する措置の内容:個人住民税システム の操作者の操作情報を記録しており、目的外の入 手が行われていないか監査証跡できる。 マイナポータル申請管理における措置 マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な 者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手 を防止する。 個人住民税申告ポータルにおける措置 住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に 従い申請フォームに必要情報を入力することとな るが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情 報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	

令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	～～～（一部省略）～～～ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ～～～（一部省略）～～～ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作により実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2. ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ～～～（一部省略）～～～	～～～（一部省略）～～～ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ～～～（一部省略）～～～ ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ～～～（一部省略）～～～ ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	
----------	--	--	---	----	--

令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	
令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	—	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	